小規模みつばち保育園運営規程

（名称及び所在地）

第1条　園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　小規模みつばち保育園

（２）所在地　静岡市葵区北安東５丁目２０番２号

（施設の目的及び運営方針）

第２条　小規模みつばち保育園（以下「本園」という。）の目的及び運営方針は、次のとおりとする。

（１）施設の目的

児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児の保育事業を行うことを目的とする。

（２）運営方針

① 保育理念

・乳児期の発達を保障し、幼児期への確実な橋渡しをする。

・「生活」：午睡の時間を十分にとり、落ち着いて生活できるように、生活リズムの確立を目指す。

・「あそび」：屋内あそびと屋外あそびをバランスよく配置し、成長に合わせて前進を使って活動する。

・「文化」：季節に応じた伝統行事や描画活動、音楽活動を通じて、豊かな情操を育む。

・「食育」：季節感あふれる献立を通じて、食に対する関心を高め、健康な心と体を育てる。

② 給食の提供：自園給食で、離乳食、移行食から幼児食、おやつに至るまで、きめ細かく手作りで提供します。一人ひとりの状態に応じたアレルギー食を提供する。

③ 障害児保育への取り組み：障害に応じて必要な配慮をする。

④ 保護者との連携体制：子育てパートナーとして保育をする。又、地域子育て支援として「子育てサロン」を開催する。

⑤ 要望・苦情に対する対応：対応部署を設けるとともに、地元の第３者を含めた苦情処理委員会を設置する。

⑥ 職員の研修：乳児保育の専門家として見識を深め、実践力を高められるように、法

人の研修計画に即し、同法人のこぐま保育園と連携し計画的に研修を進める。

（利用定員）

第３条　本園の利用定員は、子ども、子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条第１項第３号に掲げる保育を必要とする３歳未満児（以下「３号認定子ども」という）について。次のとおり定める。

（１）　３号認定の子どものうち、満１歳以上の子ども：１２人

（２）　３号認定のこどものうち、満１歳未満の子ども：６人

（提供する保育等の内容）

第４条　本園は、保育所保育指針（平成 29 年３月 31 日厚生労働省告示 117 号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行う。

（１）　特定地域型保育（法第 29 条第１項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第 20 条第３号に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

（２）　時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第７条に規定する時間の範囲内において、法第 59 条第２号に規定する時間外保育を提供する。

（３）　食事の提供

（４）　その他保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（１）　園長　１人.

園長は、園の業務を統括し、渉外及び保育業務の管理並びに人事及び事務管理を行う。

（２）　主任保育士　１人

主任保育士は、地域の保護者に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。

（３）　保育士　８人

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び、家庭連絡等の業務を行う。

（４）　栄養士　（静岡福祉会　こぐま保育園栄養士１名）

園児の発達段階に応じ、給食及びおやつの献立を作成するとともに、給食業務の統括を行う。

（５） 調理員　１人

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

（６） 事務員　１人

園長を補佐し、事務一般についての業務を行う。

（保育を提供する日）

第６条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から翌年の１月３日までの日）及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は除く。

（保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は次のとおりとする。

（１） 保育標準時間認定に係る保育時間

午前７時 30 分から午後６時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

（２） 保育短時間認定に係る保育時間

午前８時 30 分から午後４時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前 7 時 30 分から午前８時 30 分までまたは午後４時 30 分から午後６時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、本園に対し、その支給認定を受けた市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

（１） 特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、実費の支払いを受けるものとする。

（利用開始に関する事項）

第９条　入園するときは、本園の定める所定の手続きを要する。

（１） 入園については、静岡市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

（利用に関する事項）

第１０条　本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

（１） 園児が満３歳を迎えた年度が終了したとき。

（２） ３号認定の子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

（３） その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第１１条　保育の提供を行っているときに園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者または嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

（１）　保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに静岡市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（２）　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

（３）　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１３条　園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。